

中東所立同古案鑑内ニ約十三坪間ト
坪ノ二箇ニシテ最廣百七十坪ノ家屋アリ
右ハ組合本部トシテ適當ナル事務所ト認
メ交渉委員ヲ派シ借入ル事 可決

但シ交渉委員ハ一ニシテ

尾井 磯崎 松中 宮崎 北野ノ五氏ヲ準テ

力二項 日本海員組合本部 以上ノ形式ヲ以テ組合長

楠木氏代理都升氏ニ相談シ上作製スル事

力三項 力一環ニ依リ古案鑑内借入事務所確定后ニ

施行各委員ハ自午前十時迄毎日出勤勤スル事

右 可決入

大正十年三月十一日

相生町五月至元

日本海員組合創立事務所

大正十年三月十七日

日本海員組合創立事務所

浜田國太郎氏

堀内長栄氏

岡崎

本所先般委員郵便を以て要領は 報中より更なる
報告以上は委員を求むる事下知りては都合あり
其れ何れは同委員等之より多量に地を於て之別紙
決議録に面し十日に古案鑑内事務所を借
入るに所屬大掃除を行ひ十五日より各員出